

津市水道事務取扱要領

令和3年4月

津市環境部環境保全課

第 1 章 総 則

(目的)

第1 この要領は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。）水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「規則」という。）及び三重県小規模水道条例（昭和 41 年条例第 40 号。以下「条例」という。）三重県小規模水道条例施行規則（昭和 41 年規則第 47 号。以下「条例施行規則」という。）の円滑な運用を図ることを目的とする。

第 2 章 専 用 水 道

(確認の申請)

第2 法第 32 条の規定に基づき市長の確認を受けようとする者は、専用水道布設工事設計確認申請書（第 1 号様式）により行うものとする。

申請書の添付書類は「水道事業等の認可等の手引き（厚生労働省）」を参考とするものとする。

2 市長は、前項の工事設計が法第 5 条の規定による施設基準に適合すると認めるときは確認書（第 2 号様式）を交付するものとする。

3 市長は、第 2 の 1 の申請を受理した場合において、当該工事の工事設計が法第 5 条の規定による施設基準に適合しないと認めるとき、又は適合するかしないかを判断することができないときは確認不適合通知書（第 3 号様式）により申請者にその旨を通知するものとする。

(記載事項の変更)

第3 法第 33 条第 3 項の規定に基づく届出は、記載事項変更届出書（第 4 号様式）により行うものとする。

(給水の開始)

第4 法第 34 条第 1 項において準用する法第 13 条第 1 項の規定に基づく届出は、給水開始届出書（第 5 号様式）により行うものとする。

(水道技術管理者及び受託水道業務技術管理者)

第5 法第 34 条第 1 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定に基づき水道技術管理者を設置（変更）したときは、水道技術管理者設置（変更）報告書（第 6 号様式）により報告するものとする。

2 法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 第 1 項の規定に基づき業務を受託した水道管理業務受託者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 第 3 項の規定に基づき受託水道業務技術管理者を設置（変更）したときは、受託水道業務技術管理者設置（変更）報告書（第 6 号様式）により委託を受けた専用水道設置者を経由して報告するものとする。

(水質検査)

第6 法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定に基づき実施した水質検査（ただし、規則第15条第1項第1号イに掲げる検査を除く。）の結果が「水質基準に関する省令（平成15年10月10日厚生労働省令第101号）」に定める基準に適合しないときは、直ちにその原因を調査するとともに必要な対策を講じ、その結果を水質調査報告書（第7号様式）により報告するものとする。

（健康診断）

第7 法第34条第1項において準用する法第21条第1項の規定に基づき健康診断を実施した結果、異常があった場合は、直ちに必要な対策を講じ、その結果を健康診断報告書（第8号様式）により報告するものとする。

（給水の緊急停止の通報）

第8 法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定に基づき給水の緊急停止を行ったときは、直ちに市長に通報するとともに、その内容についてすみやかに水道事故報告書（第9号様式）により報告するものとする。

（業務の委託）

第9 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定に基づく届出は、業務委託届出書（第10号様式）により行うものとする。

（断減水等の通報）

第10 渇水、風水害、地震等により、水道に断減水等が生じたときは直ちに市長に通報するとともに、その内容についてすみやかに水道断減水等状況報告書（第11号様式）により報告するものとする。

2 市長は、前項の通報を受けたときは、必要な調査を実施するものとする。

（施設使用の報告）

第11 すでに設置されている水道施設が、供給内容等の変更により専用水道に該当するに至ったときは専用水道施設使用報告書（第12号様式）により報告するものとする。

（承継の報告）

第12 専用水道を承継したものは、専用水道承継報告書（第13号様式）により報告するものとする。

（廃止の報告）

第13 専用水道を廃止したときは、専用水道廃止報告書（第14号様式）により報告するものとする。

第 3 章 簡易専用水道

（設置（変更）の報告）

第14 簡易専用水道を設置したときは、簡易専用水道設置報告書（第15号様式）により報告するものとする。

2 前項の報告書記載事項等に変更を生じたときは、簡易専用水道変更報告書（第 16 号様式）により報告するものとする。

（準用規定）

第 15 第 12 及び第 13 の規定は、簡易専用水道設置者について準用する。この場合において、第 12 及び第 13 中「専用水道」とあるのは「簡易専用水道」と読み替えるものとする。

第 4 章 小規模水道

（準用規定）

第 16 第 2 から第 5 の 1、第 6 から第 8 及び第 10 から第 13 の規定は、小規模水道設置者について準用する。この場合において、第 2 の 1 中「法第 32 条」とあるのは「条例第 5 条」と、「専用水道布設工事設計確認申請書（第 1 号様式）」とあるのは「小規模水道布設工事確認申請書（条例施行規則第 1 号様式）」と、第 2 の 2、3 中「法第 5 条」とあるのは「条例第 4 条」と、第 3 中「法第 33 条第 3 項」とあるのは「条例施行規則第 4 条」と、「記載事項変更届出書（第 4 号様式）」とあるのは「小規模水道布設工事確認事項変更届（条例施行規則第 2 号様式）」と、第 4 中「法第 34 条第 1 項において準用する法第 13 条第 1 項」とあるのは「条例第 8 条第 1 項」と、「給水開始届出書（第 5 号様式）」とあるのは「小規模水道給水開始届（条例施行規則第 4 号様式）」と、第 5 の 1 中「法第 34 条第 1 項において準用する法第 19 条第 1 項」とあるのは「条例第 9 条」と、「水道技術管理者」とあるのは「小規模水道管理者」と、「水道技術管理者設置（変更）報告書（第 6 号様式）」とあるのは「小規模水道管理者設置（変更）届（条例施行規則第 5 号様式）」と、第 6 中「法第 34 条第 1 項において準用する法第 20 条第 1 項」とあるのは「条例第 10 条第 1 項」と、第 7 中「法第 34 条第 1 項において準用する法第 21 条第 1 項」とあるのは「条例第 11 条第 1 項」と、第 8 中「法第 34 条第 1 項において準用する法第 23 条第 1 項」とあるのは「条例第 13 条第 1 項」と、第 11 から第 13 中「専用水道」とあるのは「小規模水道」と、第 13 中「廃止」とあるのは「休止又は廃止」と、「専用水道廃止報告書（第 14 号様式）」とあるのは「小規模水道休止（廃止）届（条例施行規則第 3 号様式）」と読み替えるものとする。

第 5 章 雑則

（書類の提出）

第 17 書類の提出先、添付書類、提出部数等は別表一のとおりとする。

附 則

1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。